

諮問第12号

答 申

1 審査会の結論

千葉市長（以下「実施機関」という。）が異議申立人に対し平成8年2月28日付け7千市議席第281号で通知した「平成7年度の議長交際費の支出の内容及び金額のわかる書類」（以下「請求対象文書」という。）を非公開とした決定は、これを取り消し、実施機関は、改めて公開請求の趣旨に沿う公文書を特定したうえで、公開する旨又は公開しない旨の決定をすべきである。

2 諮問に至る経過

諮問に至る経過は、次のとおりである。

(1) 公開請求

異議申立人は、平成8年2月14日、千葉市情報公開条例（平成6年千葉市条例第22号。以下「条例」という。）第6条の規定に基づき、実施機関に対し、請求対象文書の公開請求を行った。

(2) 非公開決定

公開請求に対し、実施機関は、請求対象文書は議長が管理しており実施機関が管理しているものではないため、条例第2条第2号で規定する公文書に該当しないとして、非公開決定を行い、その旨を平成8年2月28日付け7千市議席第281号で異議申立人に通知した。

(3) 異議申立て

異議申立人は、非公開決定を不服として、平成8年4月23日、実施機関に対し、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づく異議申立てを行った。

(4) 諮問

実施機関は、平成8年7月11日付け8千議席第123号で、条例第12条の規定に基づき、審査会に対して、異議申立てに係る諮問を行った。

3 異議申立人の主張要旨

異議申立書及び意見書による異議申立人の主張の要旨は、次のとおりである。

(1) 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、請求対象文書を非公開とした決定の取消を求めるというものである。

(2) 異議申立ての理由

ア 請求対象文書を管理する主体について

請求対象文書は、議長が管理しているとのことだが、実質的には、議会事務局も同時にこれに関与している。議会事務局が管理する文書は、半分は実施機関が管理しているものなので、公開請求の対象となる公文書となりうる。

イ 請求対象文書の管理の状態について

実施機関は、「請求対象文書は、議会固有の文書と区別されることなく管理されており、実施機関が管理しているものに該当しない。」というが、区別して管理すればいいだけのことである。未整理であるからといって該当しないというのは理由にならないし、たとえ未整理であっても「実施機関が管理しているもの」に相当するものであることは疑う余地がない。

4 実施機関の説明要旨

異議申立てに対する実施機関の説明の要旨は、次のとおりである。

(1) 請求対象文書について

請求対象文書には、平成7年4月1日から平成8年2月14日までに決裁が終了した平成7年度の議長交際費に係る「支出負担行為何書」、「交際費支払明細書」及び「交際費支出確認書」が該当すると考える。

(2) 条例第2条第2号該当性について

請求対象文書には、実施機関の職員が職務上作成した文書であって決裁が終了したものもあるが、次のとおり実施機関が管理していないので、条例第2条第2号に規定する「公文書」に該当しないため、本件公開請求は不適法な請求である。

ア 請求対象文書の中に、議長交際費を支出する原因となる会議の開催通知等の議会固有の文書が予算執行の文書の添付書類として綴られているため、請求対

象文書は、予算執行の文書と議会固有の文書とで構成されている。

- イ 請求対象文書の中に議会固有の文書が綴られている以上、当該請求対象文書を実施機関が管理している公文書とするということは、議決機関としての議会の独立性・自主性を損なうものであり、議会の庶務を統理する議長が議会固有の文書と予算執行の文書を一体として管理していると考えるのが妥当である。
- ウ したがって、請求対象文書は、議長が管理しており、実施機関が管理しているものではない。

5 審査会の判断

審査会は、異議申立人の主張及び実施機関の説明を検討した結果、以下のように判断する。

(1) 請求対象文書について

ア 議長交際費の予算執行について

本市において議長交際費は、議長が千葉市議会を代表し外部とその交渉をするために要する経費であって、議会事務局長に配当される歳出予算のうち、交際費の予算科目から支出される。

ところで、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）第149条第2号の規定により、予算の執行権は市長に専属し、議会及び他の執行機関である委員会又は委員はこれを有しない。もっとも、このうち委員会又は委員については、自治法第180条の2の規定により、予算執行の事務を、その補助職員等に委任し、又は補助執行させる道が開かれている。しかしながら、議会については、このような規定がない。

そこで、本市においては、議会の事務局長及び書記に、実施機関の職員たる立場において、議長交際費の支出を始め予算執行に係る事務を補助執行させている。

イ 議長交際費の支出に伴う事務手続について

議長から支出するよう依頼のあった議長交際費は、その性質上、即時現金払いの必要のあるものは、資金前渡の方法により、それ以外のものは、通常払の方法により、支出する。

議長交際費の支出に伴う事務手続は、次のとおりである。なお、この場合において、支出負担行為担当者は、千葉市決裁規程（平成4年千葉市訓令(甲)第1号）第5条の規定により議会事務局長又は議会事務局庶務課長であり、支出命令者及び資金前渡職員は、それぞれ千葉市予算会計規則（平成4年千葉市規

則第97号。以下「会計規則」という。)第2条又は第54条の規定により議
会事務局庶務課長である。

(ア) 通常払による方法

- ① 通常払により議長交際費を支払う事案が発生した場合、議長は、支出負
担行為担当者に「事案を説明する書類」を添えて経費の支出を依頼し、支
出負担行為担当者は、会計規則第46条の規定に基づき、「支出負担行為
の内容を示す書類」を添付した「支出負担行為伺書」により決裁する。
- ② 当該支出負担行為に係る債務が確定した後、支出命令者は、会計規則第
49条の規定に基づき、「請求書」を添付した「支出命令書」により決裁
し、収入役に送付する。
- ③ 収入役は、会計規則第65条から第68条までの規定に基づき、直接払
又は口座振替の方法により債権者から「領収書」を徴し、支払をする。

(イ) 資金前渡による方法

- ① 支出負担行為担当者は、会計規則第46条の規定に基づき、「資金前渡
内訳書」を添付した「支出負担行為伺書」により、1月間に必要と見込ま
れる議長交際費の資金前渡を決裁する。
- ② 支出命令者は、会計規則第49条の規定に基づき、「関係書類」を添付
した「支出命令書」により決裁し、収入役に送付する。収入役は、会計規
則第65条の規定に基づき、直接払又は口座振替の方法により、月初めに、
資金前渡職員に前渡資金を交付し、「領収書」を徴する。
- ③ 即時現金により議長交際費を支払う事案が発生した場合、議長は、資金
前渡職員に「事案を説明する書類」を添えて経費の支出を依頼し、資金前
渡職員は「事案を説明する書類」を添付した「交際費支出確認書」により
決裁する。議長は、資金前渡職員が保管している前渡資金の中から支払金
額の現金を受領し、債権者に支払う。
- ④ 議長交際費を債権者に支払った後、議長は、資金前渡職員に対し、債権
者からの「領収書」を提出し、又は経費の性質により領収書を徴し難いも
のについては支払の事実について報告する。その際、資金前渡職員は、
「領収書」を当該「交際費支出確認書」に添付し、又は領収書を徴し難い
理由を「交際費支出確認書」の「支払証明欄」に記入し、押印する。
- ⑤ 資金前渡職員は、月末に、当該月分の支払実績を明らかにするために、
支出項目ごとに支出額を示す「交際費支払明細書」を作成するとともに、
会計規則第58条の規定に基づき、「精算書」を作成し、「交際費支出確
認書」及び「交際費支払明細書」を添付して支出命令者の決裁を受ける。
前渡資金に不用額が生じたときは、翌月に繰り越すことなく、資金前渡職
員が不用額を返納する。前渡資金の精算を認定する決裁が終了した後、支

出命令者は、「交際費支出確認書」及び「交際費支払明細書」を資金前渡職員に返戻し、「精算書」を収入役に送付して、精算手続きを終了する。

- ⑥ なお、会計規則第57条の規定に基づき、資金前渡職員は、前渡資金の出納の都度、「前渡資金整理簿」にこれらの出納の状況を記録する。

ウ 請求対象文書について

上記のア及びイから、議長交際費の支出に伴って実施機関の職員が作成し、又は取得する文書は、「支出負担行為何書」、「支出命令書」、「交際費支出確認書」、「交際費支払明細書」、「精算書」及び「前渡資金整理簿」（これらに添付された文書を含む。以下「議長交際費支出文書」という。）であることが認められる。一方、実施機関は、4の(1)で説明しているとおおり、その中から請求対象文書として、「支出負担行為何書」、「交際費支出確認書」及び「交際費支払明細書」の3種類の文書を特定している。

しかし、「～支出の内容及び金額のわかる書類」との請求は、その「内容」及び「金額」が、どこまでの内容及び金額を意味しているのか曖昧であり、また、異議申立人からも、その意味するところを十分に確認していない。

したがって、実施機関は、異議申立人から請求の趣旨を確認したうえで、議長交際費支出文書のうちから、改めて公開請求の趣旨に沿うものを請求対象文書として特定すべきであると考ええる。

(2) 条例第2条第2号の該当性について

実施機関は、請求対象文書が条例第2条第2号に該当しないと主張している。

そこで、審査会は、以下、議長交際費支出文書が「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び写真（マイクロフィルムを含む。）であって、決裁供覧その他これらに準ずる手続が終了し、実施機関が管理しているもの」に該当するかについて検討する。

ア 議長交際費支出文書の構成について

実施機関は、4の(2)のアにおいて、「請求対象文書の中に、議長交際費を支出する原因となる会議の開催通知等の議会固有の文書が予算執行の文書の添付書類として綴られているため、請求対象文書は、予算執行の文書と議会固有の文書とで構成されている」と主張する。たしかに、議長交際費を支出する原因となる会議の開催通知等は、名宛人が議長ないしは議会であり、実施機関ではないので、議会に到達した段階においては、議会固有の文書である。

しかし、議長が交際費の支出を実施機関の職員に依頼する際に、議会固有の文書の原本又はその写しが、「公費支出の原因となる事案を説明する文書」として提出され、予算執行の文書に添付されたのであるならば、既にそれは、実

施機関の職員が取得した予算執行の文書であると考えるのが相当である。

したがって、議長交際費支出文書は、「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び写真（マイクロフィルムを含む。）であって、決裁供覧その他これらに準ずる手続が終了しているもの」に該当する。

イ 議長交際費支出文書の管理について

次に、実施機関は、4の(2)のイにおいて、「（請求対象文書は、）議会の庶務を統理する議長が議会固有の文書と予算執行の文書を一体として管理していると考えるのが妥当である」と主張する。

しかし、上記アで述べたように、議会固有の文書は、予算執行のために議会の庶務を統理する議長から実施機関の職員に提出された段階で、既に予算執行の文書であり、また実際に、議長交際費支出文書がその予算執行が終了した後も一定期間保管されている目的は、議長交際費支出の証拠書類とし、今後の予算要求及び予算執行の参考資料とし、又は決算の審査及び認定のための説明資料等とすることにあると考えられるものである。このことから、議長交際費支出文書の管理は、予算を執行した者、すなわち実施機関が行っていると考えるのが相当である。

したがって、議長交際費支出文書は、「実施機関が管理しているもの」に該当する。

ウ 議決機関としての独立性・自主性について

ところで、実施機関は、4の(2)のイにおいて、「請求対象文書の中に議会固有の文書が綴られている以上、当該請求対象文書を実施機関が管理している公文書とするということは、議決機関としての議会の独立性・自主性を損なうものである」と主張する。

しかし、このことは、議長交際費支出文書を公開請求の対象となる「公文書」としたうえで、公開することにより議会の独立性・自主性を損なう情報が請求対象文書に記録されているか、その情報が条例第9条が定める「公開しないことができる情報」に該当するかということにより判断されるものであると考える。

(3) 結論

以上から、請求対象文書は、条例第2条第2号に規定する「公文書」に該当しないとする実施機関の主張には、その理由が認められず、その余の異議申立人及び実施機関の主張は、審査会の判断に直接影響を及ぼすものではないので、冒頭の「1 審査会の結論」のとおり判断する。

<参考>

答申に至る経過

年 月 日	内 容
平成8年7月11日	諮問書の受理
平成8年8月30日	実施機関から理由説明書を受理
平成8年10月7日	異議申立人から意見書を受理
平成8年11月19日	審議（第7回審査会）
平成8年12月26日	審議（第8回審査会）
平成9年2月24日	審議（第9回審査会）
平成9年3月14日	審議（第10回審査会）
平成9年4月18日	実施機関から決定理由等の説明を聴取（第11回審査会）
平成9年6月2日	審議（第12回審査会）
平成9年8月29日	審議（第13回審査会）
平成9年10月13日	審議（第14回審査会）
平成9年11月17日	審議（第15回審査会）